平成２１年（フ）第４４号
宮城県登米市南方町後高石146番地１
破産者　藤浦　春美
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第５７号
茨城県神栖市深芝429番地１　サンパレス105
破産者　佐々木宗浩
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第２８９４号
神奈川県藤沢市みその台５番12号　ＲＡＲＡ善行206
破産者　中川　温恵
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９５３号
横浜市磯子区森６丁目３番５号　さつき寮、住民票上の住所横浜市鶴見区元宮１丁目３番26号　ローズハイツ201号
破産者　関根　和江
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０２７号
神奈川県茅ヶ崎市赤松町３番17―102号　チサンハイム辻堂
破産者　永田　俊裕
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第３６２３号
愛知県愛西市金棒町北70番地３
破産者　服部　芳光
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２２４号
名古屋市中川区尾頭橋３丁目18―13　東海交通株式会社内404号、住民票上の住所名古屋市熱田区千年１丁目22番24号　ドール神宮南110号
破産者　山口　光政
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７３６号
愛知県春日井市黒鉾町字黒鉾58番地
破産者　豊田外装こと　豊田　光雄
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４３７号
愛知県常滑市小倉町３丁目147番地　グリーンタウントーシンＥ棟102号室
破産者　齋藤みちる（開始決定時の氏名谷川みちる）
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２号
神戸市北区柏尾台16番地の６
破産者　菅内　吉則
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８２２号
兵庫県三田市南が丘１丁目32番23号グリーンヒル10Ｅ５、開始決定時の住所兵庫県三田市つつじが丘南１丁目４番地19
破産者　井上　春夫（旧姓畑）
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３５７号
神戸市長田区北町１丁目40番地の１エクセルコート神戸長田805号、前住所神戸市北区有野町有野2316番地の１
破産者　笠原　龍司
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４０５号
神戸市須磨区菅の台４丁目５番地市営菅の台住宅2058号、従前の住所神戸市兵庫区西柳原町８番４号
破産者　徳　　直隆
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７３３号
兵庫県姫路市青山北３丁目４番10号
破産者　吉冨　悦子
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１３５号
島根県雲南市吉田町吉田2704番地６
破産者　石原美津子
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３６号
島根県雲南市吉田町吉田2265番地４
破産者　石原　誠二
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８３６号
広島市東区上温品２丁目19番９号
破産者　ハナダ建装こと　花田　邦夫
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３８２号
福岡県久留米市青峰３丁目１番713号、住民票上の住所福岡県久留米市上津町1936番地６
破産者　中村　孝広
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第５１６号
熊本県宇土市松山町1405番地松山グリーンハイツ101号、旧住所熊本県宇土市松山町2652番地１
破産者　山嶽　　忠
１　決定年月日　平成22年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部